

令和8年1月23日

新入生保護者 様

新座市立第五中学校
校長 伊藤 進

学校におけるアレルギー疾患に関する調査のお願いについて

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、最近食物アレルギー等により、食事の制限が必要な生徒が増えています。

医師からの指示が出ており、日常的に家庭の食事で、除去食等の対応を行っている生徒又はアレルギー疾患により、管理や配慮が必要な生徒については、学校でも配慮をしていきたいと思っております。

つきましては、生徒の実態把握のため、別紙「アレルギー疾患調査表」(表面)及び「学校給食の除去食に関する調査」(裏面)に記入の上、3月25日(水)新入生一日入学受付で提出してください。

「アレルギー疾患調査票」(表面)は、必ず、該当するアレルギー疾患が「ある・ない」のどちらかに○をつけてください。

※新座市の学校給食では、そば、落花生(ピーナッツ)、一部の木の実類、いくらは使用しません。(木の実類のうち、アーモンド、カカオ(ココア)、栗、ココナッツ(ナタデココ)は使用します。)

給食以外の学校生活や校外活動でこれらの食物について配慮が必要な生徒は、主治医の指導を受け、必要に応じて学校生活管理指導表を提出してください。

※現在、食事制限や、アレルギー疾患による管理や配慮が必要でない場合でも、今後必要が生じた時には担任まで連絡してください。

<留意事項>

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は主治医・専門医が直接記入します

令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関(主治医)が学校医に対して、アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る必要な情報提供(学校生活管理指導表等の発行)をした場合、保険適用(診療情報提供料(I))の対象となりました。

このため、保険医療機関の主治医と学校医が同一である場合や他のアレルギー疾患の場合など、保険適用の対象とならない場合がありますので、御注意ください。

問合せ先

新座市立第五中学校

担当 栄養教諭 菅沼

電話 048-478-2010